

令和4年度第2回滝沢市いじめ防止等対策協議会 会議録

1 開催期日

令和5年1月27日（金）15時00分～16時45分

2 開催場所

滝沢市役所4階中会議室

3 協議

- (1) 令和4年度滝沢市いじめ調査結果について
- (2) 「令和5年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針（案）」について
- (3) 個別の事案について
- (4) 市内小中学校の未然防止等の実践について
- (5) その他

4 出席委員

委員18名中13名出席…設置条例第6条第2項に基づき会議成立

	氏名	所属	備考	出欠
1	関 順子	盛岡地方法務局 人権擁護課 課長	関係行政機関の職員	欠
2	西崎 裕永	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部児童相談第二課 課長	関係行政機関の職員	出
3	澤田 学	盛岡西警察署 生活安全課 課長	関係行政機関の職員	欠
4	畠山 雅之	盛岡教育事務所 在学青少年指導員	関係行政機関の職員	出
5	中村 美以子	滝沢市立鶴飼小学校 校長	学校教育の関係者 (小学校長)	出
6	藤澤 英輝	滝沢市立滝沢中学校 校長	学校教育の関係者 (中学校長)	出
7	佐々木 則子	元村保育園 園長	学校教育の関係者 (市内幼稚園・保育園長)	出
8	岡崎 久美子	滝沢市PTA連絡協議会 会長 (R3) (現滝沢中央小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (小学校PTA)	出
9	吉田 友彦	滝沢市PTA連絡協議会 監事 (R3) (前一本木中PTA会長)	児童・生徒の保護者 (中学校PTA)	出
10	大西 洋悦	盛岡大学文学部 児童教育学科 教授	学識経験者 (大学教員)	欠
11	加藤 孔子	岩手大学教職大学院 特命教授	学識経験者 (大学教員)	欠
12	嶋野 重行	盛岡大学短期大学部 幼児教育科 教授	学識経験者 (大学教員)	出
13	天間 正継	高橋法律事務所 弁護士	学識経験者 (弁護士)	欠
14	山口 淑子	医療法人山口クリニック 理事長	学識経験者 (医師)	出
15	春日 菜穂美	盛岡大学文学部 児童教育学科 教授	学識経験者 (公認心理師)	出
16	砂田 麻子	岩手県社会福祉士会 社会福祉士	学識経験者 (社会福祉士)	出

17	田村 真弓	滝沢市健康福祉部 児童福祉課 課長	本市の職員（関係課）	出
18	細谷地 格	滝沢市市民環境部 防災防犯課 主任主査	本市の職員（関係課）	出

5 市出席者

教育長		熊谷 雅英
教育次長		久保 雪子
教育委員会学校教育指導課長		内川 千亜希
同 指導主事		小原 聡直
同 副主幹兼指導主事		赤井 洋平
同 学校教育専門員		小山 孝治
同 主査		大村 和臣

6 傍聴人 なし

7 内容

(1) 開会

委員 18名中 13名の出席。会が成立する旨を報告し開会。

- ・熊谷教育長より挨拶
- ・委員紹介（久保次長）

(2) 議題

(久保次長)

続きまして、議題に入ります。いじめ防止等対策協議会設置条例第5条、第6条により、本日の議長は、中村副会長が務めることとなります。それでは、中村副会長、よろしくお願ひします。

(議長)

それでは、よろしくお願ひします。報告・協議に入る前に会議録署名人を指名したいと思います。本日の会議の会議録署名人につきましては、藤澤委員、田村委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

それでは、協議に入ります。

(議長)

それでは、はじめに「滝沢市いじめ調査結果」について、事務局より報告をお願ひします。

(事務局)

説明。

(議長)

次に、「滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針（改定案）」について、協議したいと思います。それでは事務局より説明願ひします。

(事務局)

説明。

(議長)

それでは「令和5年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針（改定案）」について、協議したいと思います。ご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

(委員)

新型コロナウイルス感染症については、このような状況になって互いに思いやる気持ちも

育ってきていますし、理解し合うこともできていますので改定して良いと思います。

(委員)

SNSの資料はこうやって一覧にさせていただけると有り難いです。よくカードみたいなもので配られますが、失くしやすいものだと感じていました。

(事務局)

県のSOSダイヤルのいじめ相談のカード等は長期休業に入る前、ゴールデンウィーク前に配ることを目途としてお配りしているもので、本市の「児童生徒のみなさんへ」というものも新学期早めに周知しながら、子ども達が新しい環境のなかで悩んだときに活用できたらと思っています。

(委員)

SNS利用になったのは大変良いことだと思いますが、ここに相談したことは滝沢市にフィードバックされるのでしょうか。

(事務局)

これは文部科学省で案内している窓口でありまして、子ども達がSNSを活用して相談したものが、学校にフィードバックされる仕組みにはなっていません。学校では、アンケートや教育相談を通じて子ども達の悩みをキャッチしたいと考えています。

(委員)

SNSで助けて欲しいといった声が見過ごされてしまうことはないのでしょうか。チャットだけで悩みが解決するものではないと思いますし、やはり対面で話をしていかなければならないと思います。

(事務局)

文字に対して文字で返す難しさなどもあるので、相談先などを紹介して対面での相談を勧めるに流れになっています。

(教育長)

こういうことを通して救われる子どもがいるのであればそれでよいと思います。やれることはやったほうがよいというのが一つですし、議会でもSNSの相談を受けたほうがよいという話がありました。これについては私の方では難しいとお答えしました。文字できたときに文字で返す場合に、誰が返すのかということで、知識を持った者が対応できればよいのですが、難しい状況です。県もやっていません。今回は文部科学省がやっている窓口を紹介するという対応について、皆さんに相談させていただくものです。

(委員)

子ども達が情報端末を手にする割合は非常に高くなっています。高校生は100%、中学生では70%から80%になっていると思います。小学校高学年で40%から60%くらいです。様々な自分の気持ちを整理したり、交友関係を作ったりするときに情報端末でSNSを活用している子ども達が増えている現状があります。いろいろな悩みを抱えたときに深ければ深いほどどうしていいかわからないということがありまして、どこかに相談して話すこと伝えることで自分の気持ちを整理するという、それから知見のある方から返答があることで落ち着くこともあると思います。そういったきっかけ作りといった部分で有効だと思っています。ここ数年の事例では、中学生が悩みを抱えて民間のNPO団体のSNSに相談したことをきっかけに、児童相談所と学校が連携して対応したケースもあるようです。SNSに関しては、困ったとか助けてと書くだけで悪い大人が優しく寄ってきて犯罪に巻き込まれるケースが増えていますので、こういう相談先を紹介することは重要なことだと思います。是非進めていただきたいと思います。

(委員)

SNS等の窓口の紹介については、是非進めていくべきだと思います。今回の基本方針に入れるということではないのですが、GIGAスクールで子ども達がタブレットを使用しており、授業中や持ち帰ったときにいじめにつながるケースが報道されています。学校が付与しているタブレットがいじめにつながらないようなルールを伝えていく必要があると思います。

(委員)

制服に関連するLGBTの問題や、外国籍に関連する問題で、例えば、NBAで活躍する日本人バスケットボール選手が小中学校のときにいじめを受けていたという情報もあるので、滝沢市でもそういったケースが増えていくと思っています。

(教育長)

他の国から来ているお子さんの事例を紹介できませんか。

(議長)

他の国から来ているお子さんには学校で言葉の指導を行っています。友達関係では、仲の良い友達もいますし、人種が違うという理由でいじめられているケースはありません。

(教育長)

いまのところ本市では、外国籍に関連するいじめは起きていませんが、今後、検討していきたいと思います。

(事務局)

本市ではタブレットを学校のなかで活用している状況にありまして、現段階では持ち帰りを行っていません。授業中にタブレットを活用するなかで、友達の悪口を発信したという事例の報告は受けていません。使用上のルールについては、教育委員会で示し、学校でも子ども達に伝えていきます。

(委員)

学校のなかだけでタブレットを使っているのであれば制限があるので大丈夫なのだと思います。タブレットを持ち帰るようになっていく流れがあり、持ち帰りによっていじめにつながることもあるようですが、滝沢市では持ち帰りを行わないのですか。

(事務局)

家庭によってWi-Fi環境が異なるため、持ち帰りを行う場合は状況等を確かめながら進めていきたいと考えています。必ずしも持ち帰らないということではありません。現段階では持ち帰らないということにしています。持ち帰った場合もオンラインで活用するのか、オフラインで活用するのかということもありますので、精査していきたいと思っています。

(教育長)

方向とすれば持ち帰らせます。自宅に持ち帰って写真を撮ってくるなどの取組みを徐々に進めているところです。一気にやると指導が細かく行き渡りませんので、徐々に持ち帰らせており、ネット環境が整わなくても自宅でできることはあるので、そこからやっつけていこうと考えています。今は90%の家庭でWi-Fi環境が整っているようです。整っていない家庭もあるため、オンラインでの勉強はできない状況にあり、県内でも同じ状況のようです。ルーターに補助を出すということなどの支援策を検討しているようですが、公平性を確保する問題等もあり、なかなか進まないようです。

学校でタブレットに関連した問題等の事例は発生していますか。

(委員)

学校でタブレットを使用した友人間のトラブルは起きていません。

(委員)

タブレットのパスワードが適正に管理されていなかったため、人のアカウントを乗っ取って悪口を書き込むなどのいじめが発生したケースの報道もあったと思います。

(教育長)

今後、検討していきたいと思います。

(議長)

今いただいたご意見等を参考にいただき、次年度へ向けて、事務局にはさらに検討していただきたいと思います。

続いて「個別の事案」について、事務局より話題提供いただければと思います。ただし、事例につきましても、個人が特定されることもあるため、ここから非公開としたいと思います。

※個人情報を含むため非公開

(議長)

続きまして、協議の4に移ります。市内小中学校の未然防止等の実践について、話題提供をお願いします。

(委員)

小学校の取組みについては、「3Sに取り組もう」ということで、児童会が中心となって行っているものです。児童会の代表委員会において「いじめをしない、させない、すぐ注意」ということが決まりまして、各学級でポスターを作成したり、遊びを決めて一緒に遊んだりして取り組んでいます。学校も指導をしています。自分達、子ども達からいじめについての発信をしようとして取り組んでいるものです。

中学校の取組みでは、放送委員会が取り組んでいる「TMS」を紹介します。生徒同士が良さを見つけ、お互いを認め合おうということで、5月と2月に実施しました。それぞれの良いところをアンケートに記入し、放送で紹介するというもので、お互いに人間関係をさらに良くしていくという実践であります。

(議長)

小中学校での取組みについて、ご紹介いただきました。最後になりますが、各関係機関・各団体の皆様から、いじめ防止に係る取組についての紹介や、学校へのご助言を頂戴したいと思います。

(委員)

今年度、県教委の生徒指導から各学校にお願いしていることは、対応を組織的に進めることです。組織的に進めることで、大きな事案になることを防ぐことができます。各学校で認知については細かく対応できていると思います。基本は嫌な思いをしたということを取り上げるということですので、そこを取り上げて様子を見ながら対応を進めていくということですが、こじれてしまうケースもあります。子ども同士はうまく解決した場合でも、子どものケンカに保護者が入ってきてこじれてしまうというケースがあります。分かれ道は初期対応で、ボタンの掛け違いがあるので、そういうことから学校で組織的な対応を進めて欲しいということです。

未然防止という部分では、滝沢市の事例も紹介いただきましたが、子ども達の活動を主体にいじめを防止することや、相手のことを思いやる気持ちを育てていくことを主体にして取り組んでいるケースが多いようです。小学校では授業中にみんながいじめを防止する標語を考えて学級のなかで発表し、中学校では生徒会が中心となって自分達の生活をより良くするために、いじめ防止や友達を思いやることを考えてスローガンを作り、生徒総会で話し合っ

(議長)

続きまして、協議5その他に移ります。事務局からの話題提供はございますか。

(事務局)

ありません。

(議長)

それでは、協議の5その他は、なしということによいでしょうか。

以上で協議を終了します。本日は、協議を通して滝沢の子どもたちのためにそれぞれのお立場からご意見をいただきましてありがとうございます。私自身も関係のある皆さんが連携すること、それによって子ども達が救われたり、育まれていくということを実感しました。ありがとうございました。

ここで議長の任を終えさせていただきます。活発な協議ありがとうございました。

(久保次長)

中村副会長ありがとうございました。

長時間にわたり、熱心なご協議ありがとうございました。

最後に、熊谷教育長よりご挨拶申し上げます。

(教育長)

本当にありがとうございました。

前回、今回と「個別の事案」については、命に係わることですから、皆さんにご紹介して、対応についてご協議いただいているところでございます。本当にいろいろな方に委員になっていただいているので、心強く思っております。

資料の3ページ、4ページのところで、条例と運営要綱というものがございます。皆さんの会議は3ページの滝沢市いじめ防止等対策協議会設置条例第3条の20人以内をもって構成するという会議であります。任期は2年となっております、皆さんにつきましては今年度までということになります。引き続きお願いする場合もあると思いますが、また改めてお願いすることとしたいと思っております。この会議のほかに、滝沢市いじめ防止等対策協議会運営要綱というものを作らせていただきました。これは、特別な事項を調査、審議する委員会でございます。この委員のなかで、大学の教員、弁護士、医師、公認心理師、社会福祉士という5名から6名でなる会を設け、特別な場合は審議いただいて調査ができるという機関を設けてございます。今回の「個別の事案」のなかで、今後、動向の変化があった場合などはこの方々にお集まりいただいてご指導をいただき、調査をしていただくこともあろうかと思っております。名簿では任期が6月30日までとなっておりますので、この委員のなかで運営要綱に基づく協議ということも想定されておりますので、その際はご協力をよろしく願いいたします。

長時間に渡りまして、そして、これまで2年間4回に渡って滝沢市いじめ防止等対策協議会で様々なご指導をいただいたことに感謝し、今日の会議を終了させていただくことといたします。本当にありがとうございました。

(久保次長)

それでは、以上をもちまして、第2回いじめ防止等対策協議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。